

学校法人聖心学園 役員の報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人聖心学園における役員の報酬、手当、退任慰労金及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、理事長をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、前号の常勤の役員以外の理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 常勤の役員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 非常勤の役員の報酬は、次のとおりとする。

(1) 理事 無給

(2) 監事 年額 50,000円

3 前項の規定にかかわらず、特別の任務を委嘱された非常勤の役員については、役員報酬を支給することができる。その場合の支給額は、評議員会及び理事会の議を経て決定する。

(手当)

第4条 常勤の役員には、報酬のほか期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、次のとおりとする。

(1) 夏季手当 1,500,000円

(2) 年末手当 1,500,000円

(支給方法)

第5条 前条に定める報酬、期末手当の支給方法については、給与規程第14条、第15条及び第19条を準用する。

(退任慰労金の支給)

第6条 常勤の役員が退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。

2 常勤の役員が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。

(退任慰労金算出方法等)

第7条 退任慰労金算出に係る基準報酬額は、常勤の役員を退任した日のその者の報酬月額とする。

2 常勤の役員の在任期間は、就任から退任までの年数とする。ただし、在任1年未満の端数月は、1年として計算する。

3 退任慰労金は、第1項に規定する基準報酬額に、次に掲げる在任期間の割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上4年以下の期間については、1年につき100分の125

- (2) 5年以上8年以下の期間については、1年につき100分の150
 - (3) 9年以上12年以下の期間については、1年につき100分の175
 - (4) 13年以上の期間については、1年につき100分の200
- 4 前項の規定により計算した退任慰労金の額が、基準報酬額に50を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退任慰労金の額とする。
- 5 特別の事由がある者については、評議員会及び理事会の議を経て退任慰労金に加給して支給することができる。

(旅費の支給)

第8条 役員が出張した場合には、当該役員に対して旅費を支給する。

- 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。
- 3 旅費の額は、旅費規程による。

(交通費)

第9条 非常勤の役員（専任職員である者を除く。）が理事会等に出席した場合は、交通費を支給し、その額は、1回につき10,000円とする。ただし、遠隔地から出席する者には、前条に規定する旅費を合わせて支給する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、評議員会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

常勤の役員の報酬額

理 事 長	月 額 100万円
-------	-----------